

議案第六十九号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成三年九月十九日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成三年九月十九日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年三朝町条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「常任委員長」の下に「、議会運営委員長」を加え、

「常任委員長 月額 十九万八千円」を「常任委員長 月額 十九万八千円
議会運営委員長 月額 十九万八千円」に改める。

第二条中「及び常任委員長」を「、常任委員長及び議会運営委員長」に改める。

第三条、第四条第一項、第四条第三項及び第五条中「常任委員長」の下に「、議会運営委員長」を加える。

別表

議 常 副 議
任 委 員
員 長 長 長

を

議 常 副 議
会 任 議
運 委 員
営 員 長 長 長

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。